

2020年4月1日

各位

ダイハツ広島販売株式会社

「健康増進法の一部を改正する法律」に関する当社の対応について

2018年7月に健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が成立し、2020年4月1日より全面施行されました。これにより、屋内での喫煙は原則禁煙となりましたので、当社におきましても受動喫煙防止対策として店舗および整備工場、本社ビルなど全ての施設の喫煙場所を撤去し、禁煙する取り組みを実施しております。

皆様におかれましては、何卒ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、加熱式および電子たばこにおきましては、西風新都店と大竹店のみ加熱式および電子たばこ専用喫煙スペースを設けております。

以上